

1 . 緑地の保全及び緑化の目標

1 - 1 基本理念と将来像

(1) 基本理念

桐生市は市域の7割以上が山林で、市街地には渡良瀬川や桐生川、山田川等の清流があり、水と緑に恵まれたまちは市民が誇りとするものである。

これらの緑は、大気浄化とともに地球温暖化の防止、自然の多様な生態系の維持、災害の防止等の役割をはじめ、レクリエーションや自然とのふれあいの場の提供、うるおいのある都市景観の形成等において重要な役割を果たしている。特に針葉樹と広葉樹の複層混交林は水源をかん養し、本市の環境保全の上で特に重要となる「清流」を守る役割をもっている。さらに、緑は健康で明るく情操豊かな人づくりのうえからも大切なものである。

このように重要な役割と機能をもっている緑を保全・育成していくことが、健康で快適な生活環境を確保していくうえで重要であると多くの市民が感じている。

このためには、緑の重要性を一人一人の市民が認識し、市民・事業者・行政がお互いに協力しあって緑のまちづくりを推進していく仕組みをつくり、市民参加を含めた総合的な施策の展開を図ることが必要である。

本計画は以下の理念に基づき、市民が誇りを感じ、来訪者にとって住みたくするような、魅力あるまちをつくるための指針となるものである。

- まちと人と自然を守る緑 -

環境保全機能

- ・大気を浄化する
- ・地球温暖化を防止する
- ・動植物の生息空間となる
- ・水源をかん養する

防災機能

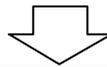
- ・災害時の避難場所、避難路になる
- ・火災の延焼を防ぐ
- ・風水害を防止する
- ・騒音を軽減する

レクリエーション機能

- ・健康な心と体をつくる、運動・休養・散策の場となる
- ・心に安らぎを与える
- ・日常生活での自然とのふれあいにより季節を感じる
- ・地域の交流、コミュニティを活発にする場となる

景観構成機能

- ・美しいまちなみをつくる
- ・地形、歴史、文化的特徴をあらゆる都市のシンボルとなる
- ・個性的でうるおいのあるまちをつくる



< 緑のまちづくりの理念 >

美しい緑の山々と清らかな川の流れによる自然環境をみんなの財産として守り育てよう

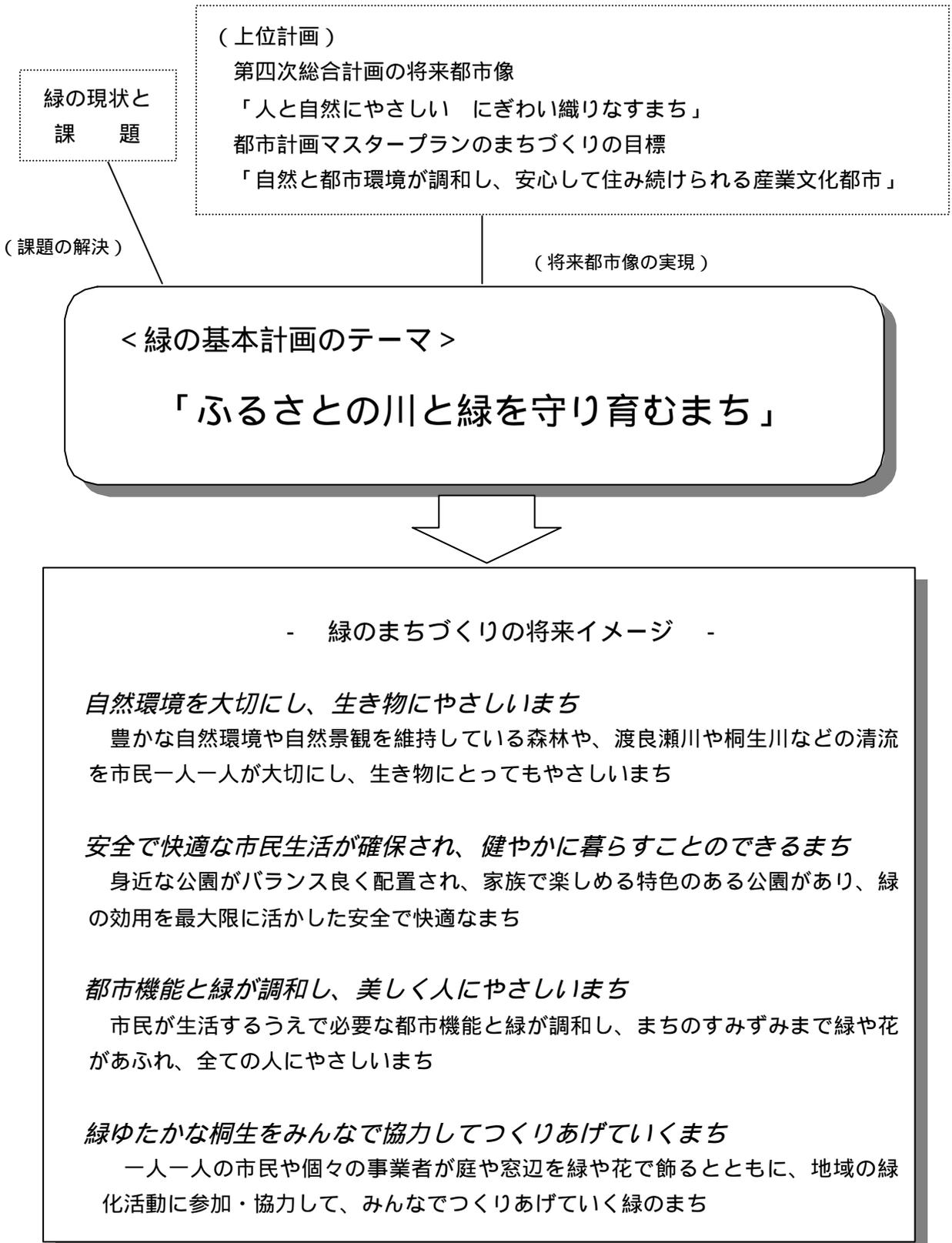
花と緑に囲まれた快適で安心して暮らせるまちをつくろう

自然とのふれあいの場をふやし、豊かな心を育む緑のまちをつくろう

市民・事業者・行政が力を合わせて緑を守り、育てよう

(2) 緑の将来像

緑の果たす役割や本市における緑の状況と課題を踏まえ、桐生市第四次総合計画及び桐生市都市計画マスタープランで掲げている将来都市像を実現するため、緑の基本計画では次の将来像を設定する。



1 - 2 基本方針と施策の体系

(1) 計画の基本方針

緑の将来像を実現するために、“緑の保全”“緑地の創出”“都市緑化の推進”“緑を育てる仕組みづくり”からなる総合的な4つの基本方針を定める。

1. 自然にやさしいまちをつくる（緑の保全）

ふるさとの美しい景観を形成し、豊かな自然環境を維持している森林や、渡良瀬川、桐生川などの清流を市民一人一人の財産ととらえ、これを守り、次世代に伝えていく。

身近な緑を守ることにより、生き物の生息場所を保全し、自然にやさしいまちをつくる。

2. 水と緑のふれあいの場を広げる（緑地の創出）

安全で快適な生活を確保するため、身近な公園をバランス良く配置する。

自然や歴史・文化に育まれた桐生市の特徴を活かし、個性と特色のある公園を整備する。

桐生が岡公園や桐生市運動公園など、既存の公園を魅力ある公園へよみがえらせる。多様な公園緑地を広く利用できるよう、河川や緑道、街路樹等による水と緑のネットワーク化を進める。

3. 花と緑に包まれた美しく、人にやさしいまちをつくる（都市緑化の推進）

緑が少ない市街地に花と緑を増やし、美しく、市民が誇りをもち、長く住みたいと思うまちをつくる。

公園のバリアフリー化や、安心して歩ける緑道や遊歩道の整備を進め、人にやさしいまちをつくる。

公園緑地等のオープンスペースの確保や、ブロック塀の生垣化、道路の緑化等によって、災害に強い安全なまちをつくる。

4. 市民の自主的・主体的な緑のまちづくりを支援する

（緑を育てる仕組みづくり）

身近な緑を守り、増やし、育てる地域活動を育成する。

さまざまなイベントや桐生川の清流を守る条例の制定などの普及啓発活動を通じて、市民の緑化や自然保護に対する意識の高揚を図る。

行政内の推進体制の充実や調査研究等により、「桐生の清流と森林を守る会」などの市民の自主的な自然保護活動や緑化活動を支援する。

(2) 施策の体系

計画の基本方針に基づき、施策展開の方向を体系的にまとめ以下に示す。

表 施策の体系

基本方針	基本施策	施策(小項目)
1. 自然にやさしいまちをつくる(緑の保全)	樹林・樹木の保全	森林の保全、複層混交林の創出 開発申請時の適正な誘導 緑地保全地区制度、風致地区制度の活用 自然緑地保護地区制度等の活用 保存樹制度の活用
	河川・湖沼の保全・活用	桐生川ダム周辺の整備 多自然型川づくり 親水空間の保全・活用
2. 水と緑のふれあいの場を広げる(緑地の創出)	身近な公園緑地の整備・充実	身近な公園緑地の整備 一時避難場所としての公園機能の充実 市民参加による公園づくり
	拠点となる公園緑地の整備・充実	個性と特色ある公園の整備 都市防災機能の強化 魅力ある公園への再整備
	水と緑のネットワーク化	緑の散歩道の整備 サイクリングロードの整備 ハイキングコースの活用
3. 花と緑に包まれた美しく、人にやさしいまちをつくる(都市緑化の推進)	都市公園、公共公益施設の整備・充実	都市公園の緑化 都市公園のバリアフリー化 学校の緑化 公共公益施設の緑化
	道路・河川の緑化	道路の緑化 河川・水辺の緑化
	民有地の緑化	住宅地の緑化 商業施設地の緑化 工場・事業所の緑化 緑地協定、接道部緑化に関する取り決め等の締結
4. 市民の自主的・主体的な緑のまちづくりを支援する(緑を育てる仕組みづくり)	自主的・主体的な活動の促進	(仮)緑の相談所の開設 グリーンフラワーバンクの活用 移動地域バンク(苗木及び球根の配布)の活用 生垣づくり奨励苗木交付事業の活用 市民による緑の維持管理の促進 「桐生の清流と森林を守る会」の活動促進 活動団体・人材の育成
	緑化イベントの充実・緑の普及啓発	緑化推進月間の設定 桐生市緑化推進大会の開催 市民植木市の開催等イベントの充実 「緑と花」のポスター募集及び展示 普及啓発活動の充実
	緑化推進基金の充実	桐生市緑化推進基金の積み立て・運用
	みどりのまちづくり推進体制の充実	庁内組織の充実 「桐生しみどりと花の会」との連携
	調査研究・広報活動	緑や自然に関する調査研究 各種指針等の作成 緑に関する情報提供

1 - 3 計画のフレーム

本計画における目標年次は次のように設定する。

現況は平成10年度とし、目標年次は平成27年度とする。また、中間年次として平成17年度の目標水準を設定する。

以下に、緑地の整備と保全、緑化の目標水準の基礎となる本市の都市計画におけるフレームを示す。

(1) 計画対象区域

計画対象区域	都市計画区域名
桐生市の全域	桐生都市計画区域の全域 (13,747ha)

(2) 都市計画区域内人口の見通し

年次	現況 (平成10年度)	中間年次 (平成17年度)	目標年次 (平成27年度)
人口	118,848 人 ^{*1}	120,000 人 ^{*2}	120,000 人 ^{*2}

* 1 現況人口：住民基本台帳及び外国人登録人口（平成11年3月31日現在）。

* 2 中間年次、目標年次人口：桐生市都市計画マスタープラン（平成11年3月）より。

(3) 市街化区域の規模

年次	現況 (平成10年度)	中間年次 (平成17年度)	目標年次 (平成27年度)
市街化区域人口	115,505 人 ^{*1}	117,000 人 ^{*2}	117,000 人 ^{*2}
市街化区域の規模	3,022 ha	3,040 ha ^{*3}	3,040 ha ^{*3}
人口密度	38.2 人/ha	38.5 人/ha	38.5 人/ha

* 1 現況人口：住民基本台帳及び外国人登録人口（平成11年3月31日現在）のうち市街化区域内の人口。

* 2 市街化区域の将来人口：桐生市都市計画マスタープラン（平成11年3月）に示されている将来拡大市街地となる地区について、平成10年度群馬県都市計画基礎調査において計画人口が示されており、これを現況人口に加算した数値である。また、ここに示すにあたり、百の位で四捨五入し、千人単位にした。

* 3 市街化区域の規模：桐生市都市計画マスタープラン（平成11年3月）より。

(4) 住区の設定

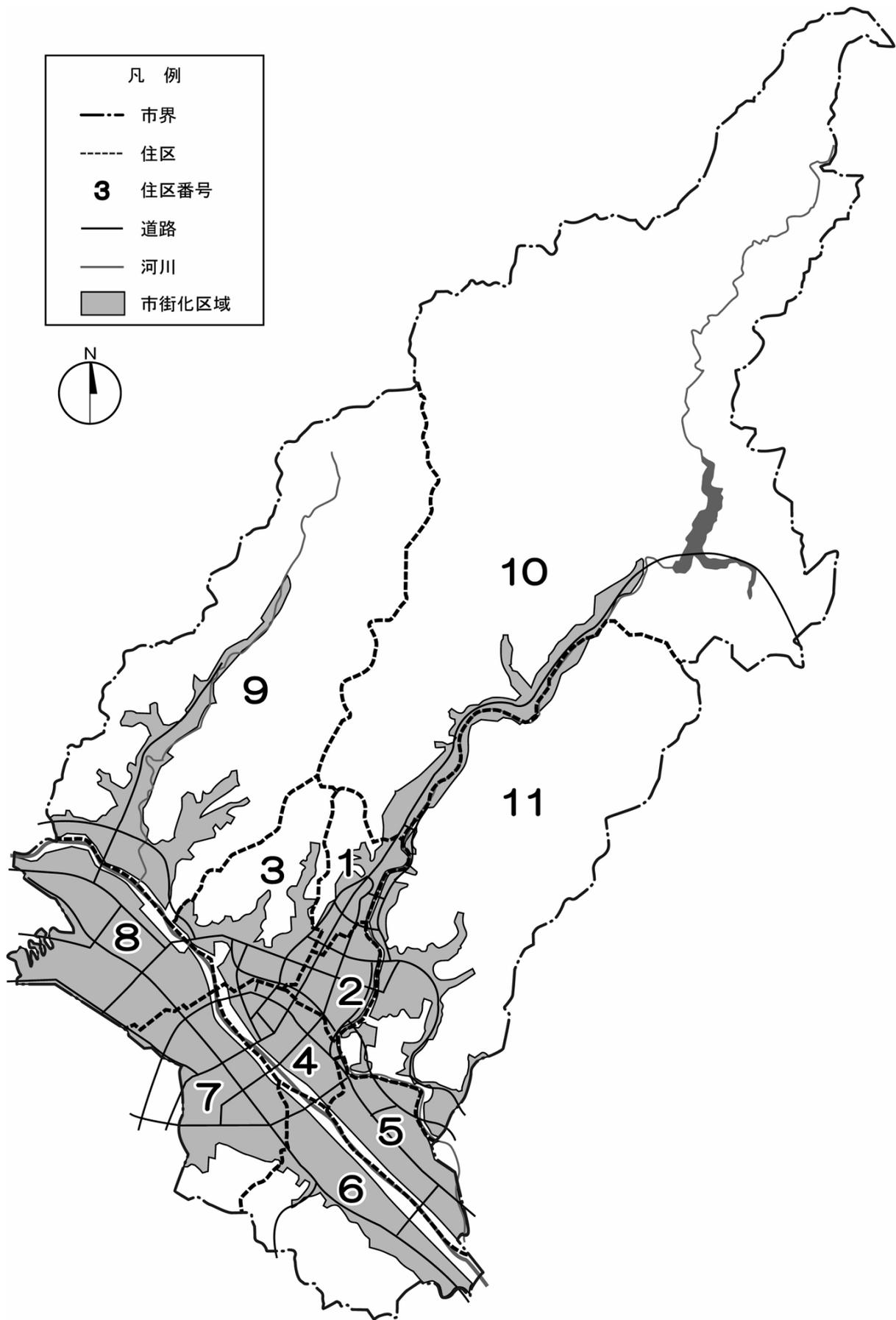
住区設定は、街区公園、近隣公園等の住区基幹公園の配置を行うために次のように行った。
 行政区分の人口と面積をもとに、都市計画マスタープランでの地域設定を基本として、行政区、中学校区等のコミュニティ単位を参考に11の住区を設定した。
 目標年次の人口及び市街化区域の規模については、次のとおりとする。

住区	行政区分	住区別面積 (市全体) (ha)	現況(平成10年度)				目標年次(平成27年度)			
			都市計画 区域人口 (市全体)*1 (人)	市街化区域			都市計画 区域人口 (市全体)*2 (人)	市街化区域		
				人口 (人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)		人口 *2 (人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
1	1,10	266.5	6,326	6,263	133.1	47.1	6,330	6,260	133.1	47.0
2	2,6,7	184.2	10,260	10,260	162.1	63.3	10,260	10,260	162.1	63.3
3	8,9	644.9	10,865	10,352	237.3	43.6	10,870	10,350	237.3	43.6
4	3,4,5	293.5	10,671	10,671	205.2	52.0	10,670	10,670	205.2	52.0
5	11	327.3	10,320	10,320	211.3	48.8	10,320	10,320	211.3	48.8
6	13	786.3	9,360	9,283	309.2	30.0	10,840	10,770	327.2	32.9
7	12,18	536.3	14,987	14,914	393.5	37.9	14,990	14,910	393.5	37.9
8	15	666.0	20,009	20,009	582.1	34.4	20,010	20,010	582.1	34.4
9	16	2,610.3	10,953	9,379	342.9	27.4	10,950	9,380	342.9	27.4
10	14	5,298.0	4,572	3,948	191.6	20.6	4,570	3,950	191.6	20.6
11	17	2,133.7	10,525	10,106	253.7	39.8	10,530	10,110	253.7	39.9
合計		13,747.0	118,848	115,505	3,022.0	38.2	120,000 *3	117,000 *3	3,040.0	38.5

* 1 現況人口：住民基本台帳及び外国人登録人口（平成11年3月31日現在）による。

* 2 将来人口：1の位を四捨五入し、10人単位にした。

* 3 将来人口合計：100の位を四捨五入し、1,000人単位にした。



住区設定図

1 - 4 計画の目標水準の設定

国の目標水準及び都市計画マスタープランの整備目標量を指標として、緑の将来像を実現するための計画の目標水準を設定する。

(1) 目標水準の設定のための指標

緑地及び都市公園の目標水準を設定するにあたり、指標となる国及び桐生市都市計画マスタープランで示された目標水準を以下に示す。

国の緑地の目標水準

市街地の持続性のある緑地の割合	平成 12 年度末	21 世紀初頭
	25%以上 *1	30%以上 *2

* 1 平成12年度末目標水準：「グリーンプラン2000（緑の政策大綱のアクションプログラム）（平成8～12年度）より

* 2 21世紀初頭目標水準：「緑の政策大綱（平成6年7月）」より

国の都市公園の整備目標水準

年 次	平成 9 年度末現在	平成 14 年度末	21 世紀初頭
都市公園の整備目標	7.5 m ² /人	9.5 m ² /人	20 m ² /人
都市公園の整備目標 (都市公園のうち広域公園、 国営公園を除いたもの)	-	-	17 m ² /人

* 都市計画中央審議会答申（平成7年7月）より

桐生市都市計画マスタープランにおける都市公園の整備目標量

	平成 7 年度現在 面積 (ha)	目標 (平成 27 年度)		
		目標面積 (ha)	目標水準 (m ² /人)	要整備面積 (ha)
住区基幹公園	17.88	48.0	4.0	30.12
都市基幹公園	34.7	54.0	4.5	19.3

* 都市公園全体の目標水準は「国の整備目標水準を上回る」とされている。

国の緑化目標水準

住区基幹公園		都市基幹公園		幹線道路
(街区公園除)	街区公園	(運動公園除)	運動公園	
50 %	30 %	50 %	30 %	30 %

* 21世紀初頭目標水準：「緑の政策大綱（平成6年7月）」より

(2) 緑地の確保目標水準

本市において現況の緑地の占める割合は、市街化区域内では6.5%（196.99ha）で、これと市街化区域に接する周辺地域（市街化調整区域）の緑地をあわせると22.0%（796.57ha）となる。また、都市計画区域全体では75.8%（10,417.0ha）と非常に高い。

これは、山地及び水面等が約8割を占め、2割の平地部に市街地が形成されているといった、本市の地形的制約からくる土地利用特性によるものである。

市街化調整区域は約95%が地域制緑地に指定され、都市基幹公園等の比較的規模の大きな施設緑地は市街化区域に接する市街化調整区域に配置されている。

以上のような緑地特性から、本市の将来市街地の緑地確保量は将来市街地に接した周辺地域の緑地（施設緑地等）を含めて目標水準を以下のように設定する。

目標年次における 緑地確保目標量	都市計画区域面積に対する割合	将来市街地面積に対する割合 (将来市街地に接した周辺地域の 緑地を含む)
	概ね 10,430 ha 76 %	概ね 1,110 ha 28 %

$$\text{都市計画区域面積に対する割合} = \frac{\text{緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}}$$

$$\text{将来市街地面積に対する割合} \\ \text{(将来市街地に接した周辺地域の緑地を含む)} = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量(210ha)} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地確保目標量(900ha)}}{\text{将来市街地面積(3,040ha)} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地確保目標量(900ha)}}$$

(3) 都市公園等として整備すべき緑地の目標水準

本市における都市公園の整備水準は、平成10年度現在で6.29 m²/人となっており、国の目標水準17 m²/人に対して37%と低い水準にあるが、本市は市街地を取りまく豊かな緑地とともに、街区公園や近隣公園などの身近な都市公園に準ずる機能をもつ河川緑地、青少年広場など、公共施設緑地が多く配置されている。

以上のようなことから、本市の都市公園は以下に示すように「都市公園」と都市公園と公共施設緑地をあわせた「都市公園等」の2つの目標水準を設定する。

今後の市街化区域内での街区公園や近隣公園などの住区基幹公園の用地としては、主に未利用地や宅地等の整備による確保となる。

年次	現況 (平成10年度)	中間年次 (平成17年度)	目標年次 (平成27年度)
都市公園	6.29 m ² /人	8 m ² /人	18 m ² /人
都市公園等 (都市公園 + 公共施設緑地)	12.90 m ² /人	15 m ² /人	25 m ² /人

(4) 緑化に対する都市全体の目標

本市における緑化目標は、以下のように設定する。

区 分		緑化目標（目標年次・平成 27 年度） ^{*1}	
都市公園	街区公園	緑化率 30%以上	
	近隣公園	緑化率 50%以上	
	地区公園	緑化率 50%以上	
公共公益施設	幹線道路	市の管理する幹線道路の緑化率 20%以上	
	その他の公共公益施設	緑化率 20%以上	
民有地	住宅地	敷地内緑化率 20%以上	
	商業地	1 建物にフラワーポット 1 か所以上	
	工業地	工場立地法に基づく工場	敷地内緑化率 25%以上 (工場立地法準則第 2 条、第 3 条の敷地面積に対する緑地面積率(20%)・環境施設面積率(25%)を参考とする)
		その他の工場・事業所	敷地内緑化率は空地の 20%以上

* 1 街区公園、近隣公園、地区公園目標水準は国の指針による。工場立地法に基づく工場は国の指針等をもとに設定した。